令和5年度　服装等規定について

Ⅰ　新規定

「服装は常に端正・清潔にして華美に流れずに本校生徒の品位を保つこと」を目標として、次のように定める。

１　制服上衣

(1) 冬服
　学校指定のジャケット、長袖シャツ、リボンかネクタイ。

(2) 夏服
　学校指定の半袖シャツか長袖シャツ。

※すそを折り曲げたり、縫い込んだりしないこと。

２　制服下衣

(1) スカート
　学校指定のスカート。

(2) スラックス
　学校指定のスラックス。

※標準の丈のもので、長くのばしたり、縮めたりしないこと。

３　制服のその他

(1) 制服着用期間を以下のとおりとする。
　・冬服･･･10 月～5 月
　・夏服･･･5 月～10 月
　※移行期間･･･5 月、10 月（気候に応じて変更もある。）

(2) 移行期間中は冬服と夏服のどちらでもよい。
　※移行期間中の冬服の場合、ジャケットはなくてもよい。

(3) 学校指定のセーター及びベストは、体調や気温などに応じていつでも着用してもよい。

４　履物

(1) 通学用
　通学に安全で華美でないものとする。サンダルなどは使用しない。

(2) 上履き
　学校指定の体育館シューズ。

５　靴下・タイツ
　華美でないものとする。

６　体育時の服装
　学校指定の体育服。上履きは学校指定の体育館シューズ。

７　防寒具
　学校指定のセーター及びベストを着用してもよい。また登下校時は、オーバーコート類を着用してもよい。
　ただし、華美でないものとする。

８　その他の身だしなみ

(1) 頭髪
　染色、脱色、過度に技巧的又は無技巧的な髪型はしない。

(2) 化粧
　化粧はしない。

(3) アクセサリー類
　アクセサリー類は身につけない。

以上の規定につき、特別な事由によってこの規定を守ることができない場合には、異装許可願を担任を通じて生徒指導部に提出し、許可を得ること。

Ⅱ　主な変更内容

（１）男女統一の表記。
（２）ネクタイ・リボンの選択制。
（３）夏服時の長袖シャツの着用可（異装許可願の不要）。
（４）その他表記の簡素化。

Ⅲ　変更の過程

　職員会議、PTA 役員会を経る。
　※生徒、保護者の意見も聴取済み。